



株式会社 菊池製作所

令和8（2026）年7月23日改訂

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社菊池製作所と称し、英文ではKIKUCHI SEISAKUSHO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 精密機械、精密金型及び工作機械の製造販売
2. 鉄鋼及び非鉄金属のプレス・加工・成形、販売
3. 合成樹脂類の加工・成形、販売
4. 酸素濃縮器、酸素呼吸器・発生器の輸出入並びに製造販売
5. 医療機器の輸出入並びに製造販売
6. 健康器具、介護用品、福祉用品、衛生用品、セキュリティ機器、レジャースポーツ用品、家庭用各種調理用器具の輸出入、製造販売及びレンタル
7. 介護福祉サービス全般業務
8. 放射線測定装置の製造販売及びレンタル並びに放射線測定
9. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、製造、販売、保守及び運営サービス業務
10. 各種ロボット（ドローンを含む）および関連機器の開発、製造、販売、保守及び運営サービス業務
11. IoTに係る機器の開発、製造、販売、保守及び運営サービス業務
12. 前各項に関連する部品、付属品の開発、製造、販売、保守及び運営サービス業務
13. 連携するベンチャー企業及びグループ会社等に対する経営指導及び支援に関する業務
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都八王子市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 11 条 当社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し

て、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年7月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議 事 録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 11 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(代表取締役および役付取締役)

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役の決議をもって同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、その任期は補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役の決議をもって同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項第 4 号に定める剰余金の配当に関する事項を定めることができる。

- 2 当会社は毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 1 0 月 3 1 日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 49 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 付 則

(附 則)

1. 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
3. 本附則は令和 5 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(施 行)

本定款は、平成 17 年 7 月 29 日より改訂施行する。

本定款は、平成 18 年 7 月 31 日より改訂施行する。

本定款は、平成 18 年 12 月 14 日より改訂施行する。

本定款は、平成 19 年 2 月 15 日より改訂施行する。

本定款は、平成 19 年 10 月 19 日より改訂施行する。

本定款は、平成 20 年 7 月 29 日より改訂施行する。

本定款は、平成 21 年 4 月 16 日より改訂施行する。

本定款は、平成 23 年 4 月 15 日より改訂施行する。

本定款は、平成 24 年 7 月 26 日より改訂施行する。

本定款は、平成 25 年 7 月 25 日より改訂施行する。

本定款は、平成 26 年 10 月 15 日より改訂施行する。

本定款は、平成 27 年 7 月 28 日より改訂施行する。

本定款は、令和 4(2022)年 7 月 27 日より改訂施行する。

本定款は、令和 8(2026)年 7 月 23 日より改定施行する。